

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件」の公布・施行について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件（令和 8 年消防庁告示第 12 号）が、令和 8 年 8 月 14 日に公布・施行されました。

本告示は、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）が、令和 8 年 8 月 7 日に公布・施行されたことを踏まえ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。

記

第一 本則関係

次の表のとおり、特定非常災害法第 3 条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定めることとしたこと。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
防火対象物又は防災管理対象物の点検及び報告の特例の認定が有効であること (消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 3 第 4 項（同法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）関係）	特例の認定を受けている防火対象物又は防災管理対象物の管理について権原を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に当該認定の有効期間が満了するもの ① その管理に係る防火対象物又は防災管理対象物が令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（②において「災害救助法適用区域」という。）内にあること。 ② 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を災害救助法適用区域内に有すること。	令和 9 年 1 月 27 日

第二 附則関係

この告示は、公布の日から施行することとしたこと。

(連絡先)
消防庁予防課
担当：菅村課長補佐、菅
TEL 03-5253-7523
MAIL yobo@soumu.go.jp